

【個別調整支援の基本的な流れ】

- ① 両立支援を必要とする労働者（患者）は、治療のため両立支援が必要であることを職場に申し出ます。労働者（患者）は、主治医へ提出する勤務情報等を職場と相談し作成します。
- ② 両立支援を必要とする労働者（患者）が勤務情報等を主治医に提出します。
- ③ 主治医は意見書を作成し、労働者（患者）へ渡します。
- ④ 労働者（患者）は主治医から得た治療への配慮等の診断書/意見書を職場に提出します。
- ⑤ 職場は主治医の診断書/意見書を基に、就業継続の可否、就業上の措置および治療に対する配慮に関して産業医の意見を聴取の上、検討し決定します。
- ⑥ 職場が就業継続可能と判断した場合、就業上の措置および治療に対する配慮等を「両立支援プラン/職場復帰支援プラン」として取りまとめます。

